

# 国民年金だよ！

## 退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場が国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額15、100円の保険料を納めることとなります。一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

## 退職（失業）時の特例免除制度

また、免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認め

られないことがあります。  
※退職には自己都合退職も含まれます。

### 手続き

特例免除の申請には、住民票のある役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出する必要があります。

手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、②認め印、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）となっています。

### 被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が右の退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細については役場又は年金事務所にご相談ください。

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ  
☎ 47・2112

苦小牧年金事務所

☎ 0144・36・6135

# 環境衛生だよ！

## 「ゴミの野焼きは止めましょう！」

平成12年4月から野外での廃棄物焼却が禁止になり、違反した場合は直接罰となっております。

最近、廃棄物適正処理監視パトロール等において、簡易な焼却施設や土管などを用いて、剪定枝などを含む家庭ゴミや事業系一般廃棄物を焼却している住民や事業所が発見されております。パトロール中に野焼きの現場を発見された場合、処罰を受けることがありますので、ゴミの野焼きは絶対に止めましょう。

「簡易な焼却施設」とは、ドラム缶、コンクリート管（土管）等による焼却施設です。但し、例外として農家の火入れ（枯草焼き、稲わら焼き）等の野焼きは従来どおりできます。この場合、事前に役場産業課に火入許可申請書の提出が必要です。

☆ゴミの野焼きについての不適正処理  
事案対応件数（平成20年度）

門別署・・・27件（前年度 21件）  
静内署・・・18件（前年度 6件）  
浦河署・・・10件（前年度 3件）

北海道日高支庁では、平成19年秋より、管内警察署と調整し、廃棄物処理法施行令第14条の例外規定に該当しない焼却行為に当たると判断された場合、直ちに警察署へ通報するように申し合わせしております。

### 【廃棄物の焼却禁止違反】

5年以下の懲役若しくは1、000万円以下の罰金、又は併科を受けます。

## 新しいごみ袋の追加販売のお知らせ

町では、兼ねてより要望の多かった「燃やせないごみ袋（小）」サイズについて、平成22年6月1日より販売することと準備を進めておりますので、お知らせいたします。

○種類及び価格等  
燃やせないごみ袋（小）20リットル  
10枚入 500円

●お問い合わせ先  
町民福祉課住民福祉グループ（環境衛生）  
☎ 47・2112

# 町民福祉課からのお知らせ

## ふれあい夕食事業は、土日も配食します

調理が困難な高齢者や障がい者を対象として、訪問して毎日夕方に「お弁当」を届ける「ふれあい夕食事業」は、平成22年4月1日から、土日や祝祭日にもサービス提供し、年間を通して実施することとしました。

◇利用料は1食当たり350円です。

◇希望のある方は、お気軽に相談して下さい。

## 火災警報器購入費助成事業の実施について

前年度に引き続き、平成22年度も住宅用火災警報器設置に対し助成します。

消防法改正に伴い各家屋に煙式火災警報器の設置が義務付けられています。

この事業は、在宅で生活する高齢者・障がい者の方の逃げ遅れ等を防止して、生命を守ることを目的としています。

まだ、申請されていない方はお早めに申請して下さい。

### ○申請

「世帯主」とします。《生活保護世帯、公営住宅入居者は除きます。》

※印鑑を持参してください。（指定店からの代理申請も可能です。）

### ○対象者

年齢は、平成23年5月末日時点の年齢です。

- ①単身で70歳以上の方
- ②75歳以上の方のみで世帯構成する方
- ③身障手帳所持で総合等級1～2級の方（下肢・体幹は4級まで）
- ④上記②と③で世帯構成する方

### ○助成額

一箇所につき5,000円が上限です。

右表の指定店からの購入によるものに限りです。

※住民票は同一世帯でも、実際に別家屋で暮らしている場合は対象となります。

### 【新冠町指定店】～ 6社

- ①あべ電器（字中央町 47・2300）
- ②イケダデンキ（字東町 47・3325）
- ③エンドー電器（字本町 47・3337）
- ④メディアサイジョウ新冠店（字中央町 47・2041）
- ⑤安田電器（字本町 47・2639）
- ⑥西村金物店（字北星町 47・3122）

「利用したい」または「詳しいことが知りたい」方は、町民福祉課保健福祉グループ（福祉担当）までお気軽にご連絡して下さい。

◇お問い合わせ先 町民福祉課保健福祉グループ（福祉） ☎ 47・2113